

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第11回）

1 日時 令和7年6月23日（月）13時00分～15時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、上沼構成員、増田構成員、森構成員、山本（健）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、警察庁刑事局、法務省人権擁護局、
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長

4 議事

（1）制度WG中間取りまとめ（案）について

（2）その他

【山本主査】

定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ第11回会合を開催いたします。

本日もご多忙の中、当会合にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。議事に入る前に事務局から連絡事項の説明をお願いします。

【事務局】

事務局です。まず本日の会議は公開させていただきますのでご了承ください。次にWeb会議による開催上の注意事項についてご案内いたします。本日の会議につきましてはWeb会議システムにて実施させていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、資料11-1から参考資料11-1までの計4点を用意しています。万が一手元に届いていない場合は事務局までお申し付けください。事務局から以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。本日の議事ですが、制度ワーキンググループ中間取りまとめ案につきまして事務局からのご説明いただき、その後に質疑の時間を設ける形で進めさせていただきます。それでは事務局から説明をお願いします。

【入江室長】

事務局です。私からは資料11-1から資料11-3まで説明いたします。資料11-1が取りまとめの概要、資料11-2が中間取りまとめ案ということでワード版の冊子になっています。資料11-3は参考資料として、資料11-2の取りまとめ本体に別冊としてくっつくイメージです。

本日は資料11-1制度ワーキンググループ中間取りまとめ（概要）の資料に基づいてご説明をしたいと思います。

まず表紙ですが、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、制度ワーキンググループ中間取りまとめ（概要）」、副題として「～新たな違法・有害情報対策のための羅針盤～」という取りまとめの概要を用意しています。「中間取りまとめ」と書いてありますが、提言としては完成しているものでして、今後の制度ワーキンググループをどうするかにつきましては、主査と状況を相談させていただければと考えております。

1ページ目をご覧ください。デジタル空間における違法・有害情報への対応ということで、インターネットは多様なコミュニケーションや情報発信・情報収集を可能とし、非常に便利であり、社会生活や経済活動に必要不可欠な場となっています。近年はスマートフォン等の普及とともに、SNS等の利用が急速に拡大して個人による情報発信もより容易かつ身近になりました。その一方で、インターネットにおいて誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通・拡散は依然深刻な状況です。

において違法であることを明確化し、新たに違法化されることで事業者による削除等の適切な対応が図られます。個別の法律を所管している省庁において検討されれば、こういった対応もあり得ると言えるのかなと考えております。

そして3ページは、「サービス設計に着目した対応」ということで2ページにわたってまとめていますが、SNS等のサービス設計の在り方について議論されました。サービス設計はサービスの構造そのものですが、利用者の利便性の向上に資するものということは当然考えられますが、一方で違法・有害情報も含めた情報の流通・拡散を容易にすると、利用者が触れる情報にも偏りを生じさせるという課題もあり得るということであります。状況を踏まえて事業者自身がサービス設計の提供当事者として、こうした課題への適切な対応について責任を果たすべきであると提言をいただいた認識です。

課題への対応方法としてはいくつかありますが、1つ目は違法・有害情報が自分たちのプラットフォーム上で流通するリスクと対応、2つ目が適切な情報表示のあり方で、スマートフォン等で表示される画面上に信頼できる情報をどこに置くか等の議論や、あるいは情報を表示する場合にAI生成物かどうか分かるラベル付与について議論いただきました。一番下の利用者の確認に関する対応の在り方ですが、これは犯罪捜査の観点から発信者のトレーサビリティを確保することが重要という議論でした。ただ一方で、匿名の表現の自由という概念があり、その関係について整理いただきましたと認識しております。

4ページ目ですが「サービス設計に着目した対応」という表になっています。左側が「課題」、真ん中が「サービス設計による対応」、そして右が「中間取りまとめにおける提言」という構成の表にしてあります。課題は、「違法・有害情報の流通・拡散」、「適切な情報表示」、「利用者の確認」と先ほど申し上げた3つのカテゴリーでそれぞれどんな対応があり得るのかに関して、いただいた提言を表で整理してあります。

一番上の「レコメンダ（推奨）機能の透明化等」ですが、これは①レコメンダシステムの透明性の確保、②プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢の利用者への提供等、基本的に想定しているデジタルサービス法にある規律を参考にしつつ、制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当という提言をいただいた認識です。①を補足しますと、利用規約にレコメンダシステムで使っているパラメータで、EUではこのようなパラメータでレコメンダしてありますというような記述があるということ踏まえながら、制度的対応を中心に検討を深めていくという提言をいただいたと考えています。

次の「収益化停止措置」について、真ん中のサービス設計による対応のところからご覧ください。インプレッション数獲得目当ての投稿を減らすと一定の効果が収益化停止措置は見込まれるという一方、表現内容に一定の制約を与えるものである、そして有害情報に対する一律の収益化停止措置というのは、現時点では慎重な検討を要するのではないかということでもあります。まずは事業者自らが取組を約束するというような対応が望ましいと提言いただいている認識です。ただ、事業者の取組が不十分な場合なら速やかに制度的対応を検討することが適当ということ、ただし災害時などは速やかな対応が求められる状況では制度的な対応ということもあり得るといふ提言になっていると認識しています。

収益化停止措置のすぐ下で「リスク評価・軽減措置」、そして「適切な情報表示」、「信頼できる情報の優先表示」と「AI生成物のラベル付与」に関しては基本的に同じような提言をいただきまとめてあります。事業者ごとにサービス設計が様々で、サービスの内容がもともと様々ありますので、そのサービスに具備される機能がもたらすリスクもまた様々です。まずは、事業者自らが取組を約束することで対応することが望ましいという提言をいただいております、その事業者の取組が不十分だったら速やかに制度的な対応を検討することが適当という提言をいただいたと考えております。

一番下の「利用者の確認」について、「アカウント開設時の本人確認」ということで、匿名の表現の自由も表現の自由の一環として保障されるということが制度ワーキンググループではコンセンサスだったと考えています。匿名の表現の自由の保障の観点から、慎重な比較衡量を行うことが前提であり、様々な項目を取りまとめ案では議論いただき、様々な項目・要素を挙げつつ慎重な比較衡量をし、規制を考える場合にはしっかりとその慎重な比較を行うと、具体的な考慮要素を取りまとめの中に入れていただいたと考えております。

事業者自らが取組を約束すると申し上げましたが※印が付いています。最後にこの※印の自身について簡単に補足させていただきます。※印は業界団体が策定する約束集という行動規範で、これは欧州（EU）の場合はそのような呼び名で呼ばれているものです。総務省はこの行動規範について、年内の策定に向けて積極的に支援等を行うべきと提言をいただいているという認識です。行動規範を作る場合にはしっかりとプラットフォーム事業者と対話・議論しながら、総務省としても支援をさせていただければと考えているところで、提言をまとめていただきました。

以上4ページまでで簡単に概要をまとめておりますが、最後に資料11-2は中間取りまとめ案ということで、それぞれの項目について書かせていただいております。基本的には全て我が国における現行制度や対応状況を記述しつつ、諸外国の状況に触れつつ具体的検討という項目で個別に取りまとめさせていただきます。

本日は中間取りまとめ案の内容につきましても改めてご議論いただければと思っております。資料11-3は参考資料ですので、これまで使われた資料や、ヒアリング総括の資料などをまとめていただいで中間取りまとめとしたいと考えております。

本日お認めいただければ、パブリックコメントに向けて作業していきたいと思っておりますので、ぜひ議論をお願いします。私からは以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきましてご質問ご意見がある方はチャットでご発言希望の旨をご連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは増田構成員お願いたします。

【増田構成員】

事務局の方におかれましては作業ありがとうございます。内容については本当によくまとめていただいで感謝しております。かなり総務省における作業がたくさんあるように思ってい

ます。先ほどおっしゃられた行動規範の策定、事業者の方のモニタリングやヒアリング、各団体との連携や実態調査などを行い、何かあったときには制度化を目指すなど、そのようなことが取りまとめに書いてありますので、今後非常に力を注がなくてはならないし、実効性がなくなってくると思っていますので、そのような意味でいうと総務省の体制強化も、ともにしっかりとやっていただきたいと思っています。

こうした状況にあることを国民の皆様によく理解していただくこともお願いしたいと思います。私からは以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。後でまとめて事務局から回答いただければと思います。それでは続いて森構成員お願いいたします。

【森構成員】

ありがとうございました。資料 11-1 につきましては異論ありません。非常に上手くお作りいただいたと思っています。整理論として優れていると思っています。まず情報の種類でまとめてからサービス設計でまとめるというのは大変分かりやすい形になっており、上手くまとめていただいたと思います。

資料 11-2 について申し上げます。こちらが良いものをお作りいただいたと思っています。若干細かいことを申し上げますと 26 ページについて、行政機関からの削除請求に対する免責等のところですが、投稿の過度な削除が行われる恐れとか、行政による検閲のリスクが生じかねないということで一定の慎重さが求められるということが書かれていました。

ごもっともではあるのですけれども、プラットフォームの外では行政機関から削除要請というのは、例えばメーカーのホームページなどに景表法違反の情報があった際には、削除要請を行政機関単独で行っていますので、そのプラットフォームについて行政機関は慎重にならなければいけません。企業の Web サイト・ホームページであれば違うというようなことだとよろしくないと思いました。

脚注 41 ページに書いていただきましたが、他の少数意見ということで結構なのですが、書いていただいてありがとうございました。それからもう一つ重要なこととして 36 ページの冒頭のサービス設計レイヤーに関するところ、健全性検討会の取りまとめでは違法情報や偽情報の流通・拡散に寄与している、アテンションエコノミーが違法情報や偽情報の流通・拡散に寄与しているという文章を入れていただいたのも大変よかったですと思います。

アテンションエコノミーが違法情報、偽情報の原因になっているのではないかということは色んな人によって言及されていることであり、健全性検討会の取りまとめにもそのように書かれていたわけですので、現在脚注 59 ページに健全性検討会の取りまとめの該当ページが記載されていますが、該当ページにはフランシス・ホーゲンの告発のことが書かれておりますので、こちらにもフランシス・ホーゲンの告発のことを書いていただくのが良いのではと思います。また健全性検討会の遺産としてその方が具体性が出ていると思います。

それから 48 ページ、図で示していただいています、自主規制型行動規範から共同規制型になって法規制になるというところですが、自主規制型行動規範で始めるというのは EU の周回遅れで始めるということです。EU では自主規制型行動規範で始めたわけですが、なかなかうまくいかないのが法規制になっているわけです。ですので我々も法規制からどうですか、と申し上げたかと思いますが、本文を拝見しますと、まずは自主規制型であるけれど、それが機能しなければ速やかに移行していくと書いていただいているので、そこはそれでも結構かなと思っております。

最後に収益化停止のところでは、収益化停止の具体例として挙げられているものは、災害時の収益化停止ということで、もちろん選挙のことが皆様の念頭にあると思いますし、それを書かないのは考えていないと受け止められるかもしれませんが、選挙のことは書きにくいのは事情としてもっともだと思うのですが、制度的対応として総務省やこの検討会が切り込んでいくのは困難かもしれませんが、選挙についても問題意識を持っているということは書いていただいてもいいのではと思いました。以上です。ありがとうございました。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは上沼構成員お願いいたします。

【上沼構成員】

取りまとめありがとうございます。バージョンが上がるたびにどんどん分かりやすくなっていてすごいと思っていました。そんな中、全然前から変わってないところになぜ今頃意見を言うのだと思うのですが、見落としていたところがありまして 68 ページ匿名情報の「例えば」以下の部分です。書いてある内容はそのとおりだと思うのですが、これだけだと犯罪捜査における追跡可能性を確保するという目的だけが検討されたかのように捉えられてしまうのではないかと気になりました。「例えば、犯罪捜査における追跡可能性を確保するという目的」について、こちらで議論していたのはサービスの目的や、その手段などで議論していたと思います。「犯罪捜査という目的に基づき」だけですと狭いので、「例えば犯罪捜査における追跡、可能性確保する目的、あるいはその他情報の確保をする目的」などと、目的も複数あることを入れるようにしていただけるとありがたいと思いました。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。生貝構成員お願いします。

【生貝構成員】

大変丁寧にまとめいただいて方向性として全体的に共感するところがございます。

3点ほど細かいところとマクロなところとあわせてですが、まず一つは先ほど森構成員からございました自然災害に加えて、選挙のようなことをどのように考えるかという点については私も基本的に同じ考えを持っていました。

必ずしも選挙というだけではなくて、民主主義ですとか政治に関わる問題ということで、これは具体的にこういった選挙があるというだけではなくて、国際情勢を含めた様々な国内外のプレイヤーの影響というものが実際に国際的にも議論の対象になる中で、やはり国際的にもどちらかというところ、そういった政治や民主主義という言葉で表現されることが多いのかなと思っております。例えば51ページのところで、民主主義の基盤を守ることというものを言葉としても使っていただいているので、そういったことを何らかの形で53ページでも触れることもあり得るのかな、と考えたのが1点目です。

それから2点目といたしまして、特にこの自主規制型行動規範は当面の取組として非常に重視されることで、自主規制型行動規範、具体的な事業者様の取組として何をコミットメントしていただくかというのは極めて重要であり、他方で、この検討会の中でも幾度か紹介をいただきました、例えばEUの偽情報行動規範では、定期的に半年ごとなどパフォーマンスレポートを出していただいて、それに対して公的機関がしっかりとその評価というものを行っていくことに対するコミットメントが、まさに自主規制型行動規範のある種のメタな部分として非常に重要なものとして位置付けられているわけです。

何をコミットいただくかという具体的な行動のところはもとよりですが、それに対するモニタリングであるとか公的関与の在り方も視野に入れた自主規制型行動規範というものが作られていくことが望ましいと考えたのが2点目です。

それから3点目といたしまして、最後のところでマルチステークホルダー協議会というものの位置付けについて触れております。この協議会がいつどのように機能するかということは書いていただいているとおり、様々な検討が必要です。他方で、この制度枠組み全体として市民ですとか、あるいはメディアも含めた多様なステークホルダーがこの制度の運用に対して関与していくというのは、全体を通じて重要であるのは間違いない。

特にこれまでも触れてきましたとおり、研究者データアクセスなどを含めて様々なステークホルダーをどのようにエンパワーメントしていくかという制度枠組みが国際的にも大変重視されています。

このマルチステークホルダーという考え方自体は、全体を通じて重要なことだというのは申し上げるまでもないですが、やはり強調されるべきと考えました。以上3点でございます。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは山本健人構成員お願いいたします。

【山本健人構成員】

私から1点、先ほど既にもう生貝構成員が発言されたことと重複する部分が多いのですが、自主規制型行動規範の部分について私も方向性は基本的に賛同しており、政府が積極的に支援していくことは必要だと思っておりますが、その中でどういった策定の方向性やプロセスを踏むのかについての選択肢は多様にあると思います。

例えばここでいうマルチステークホルダーのようなプロセスを踏まえて、どこまでの主体を入れた上で策定を作っていくのかや、様々な方向性があるところで、現状そういった方向性に

ついて何らかのビジョンみたいなものを示すのか、今回はここまでにとどめておいて、更に「この様なものを作ります」という次のプロセスの段階でもう少し詰めて示していくような方向性にするのか、いずれにせよこの段階でまだプロセスまで固めてないということでしたらそれは今後検討する機会があってもいいのかなと感じた次第です。以上です。

【山本主査】

ありがとうございました。他の方がいかがでしょうか。

そうしましたら、一旦ここでいろいろとご意見いただいたかと思うので、事務局から回答をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【入江室長】

事務局でございます。まず増田構成員の意見で、いろいろと総務省側に作業があるということですが、事業者とも対話しながら進めていければと考えています。情報流通プラットフォーム対処法は4月1日に施行し、今後は透明化規律により、事業者がしている削除基準に基づく運用状況の透明化が図られていくと想定し、総務省として確認していきたいと考えております。

次に森構成員のご意見は、36 ページ目の意見だと思いますが、健全性検討会での議論を資料内4の2ポツ目に記載しました。フランシス・ホーゲンの告発の話を入れた方が良いのではというコメントでしたが、事務局としては健全性検討会で議論はされたのかもしれませんが、制度ワーキンググループでフランシス・ホーゲンの告発に関して議論が尽くされていないのかと思ひまして、制度ワーキンググループにおいて検証ができていないものに関しましては、今回は取りまとめの中に入れるべきではないと考えております。

48 ページ目のEUの行動規範で、EUの周回遅れではという指摘がありましたが、もしうまく自主規制が機能しなければ速やかに制度整備をということでお認めいただいたと思っておりますが、先ほどの山本健人構成員等の意見に絡みますが、しっかりと対話を進めてよくワークするように事業者と一緒に連携しながら自主規制をうまくいくように支援していきたいと思っております。こうしたアプローチで進める提言を受け、案が通った暁にはしっかりと関係者のマルチステークホルダーも合わせて連携しながら対応していきたいと考えてございます。

52 ページ、53 ページ、選挙が念頭にあるはずというご意見について、生員構成員からも民主主義等そのような記述をこの報告書に書き加えた方が良いのではないかと意見がありました。

この資料11-2で説明いたしますが、まず選挙と報告書の関係ですが5 ページ目にまとめております。5 ページ目の脚注6をご覧ください。選挙におけるSNS利用の在り方に関してはその表現の自由や、政治活動・選挙運動の自由にも関わる重要な問題であるので、各党各会派、国会、立法府で議論が行われるべき事柄であるとしています。

現在まさに立法府で議論が行われているとありますので、一定の方向性を取りまとめて示すものではないとお断りはしているのですが、おっしゃるとおり一般的な議論ですので選挙も含めて参考になるという提言も多いと思ひます。そのような観点で、52 ページ真ん中の「前述

のとおり」の段落、一番下の行ですが、特にアテンションエコノミーのもとで流通・拡散する違法・有害情報から災害時の人命や民主主義の基盤をいかに守るかという視点も重要であるとありまして、選挙という言葉は明示的に使っていませんが民主主義の基盤をいかに守るかという視点も重要であると52ページにこのような記述を少し書いてございます。選挙について一定の方向性を与えるものではないというように書いておりますが、取りまとめのこの議論は当然選挙も含めて今後の議論には参考になるところもあると事務局としては考えているところです。

次に上沼先生のお話で68ページ、議論した目的はこれではないというのはまさにおっしゃるとおりですが、「例えば、その犯罪捜査における追跡可能性を確保するという目的に基づき」と書いており、この目的だけを議論したわけではないと思っています。あるいはその他の情報の把握、過去の目的としてしまうこともあります。その文章が分かりにくくなってしまいかと思っており、また抽象化するなりして事務局としては修正文を考えたいと思っておりますが、これに追加すれば分かりやすくなるかというところと難しいと思っておりますので、事務局で修正案を考えたいと思っております。

生貝先生のコメントに移らせていただきます。最初に選挙の話を書きましたが、民主主義の話は先ほど申し上げました52ページに書いております。

行動規範について、何をコミットしていくのが大事ということに加えてモニタリングも大事だということですが、まず何をコミットしていただくかということ、事業者側とよく対話をしながら、業界団体が策定することを想定して進めていくとともに、こういった形で総務省が状況を把握できるようにするかどうかというのは今後の検討課題とさせていただくところであります。半年ごとにパフォーマンスをチェックしているという話でしたが、諸外国の動向も踏まえながら検討していきたいと考えてございます。

3点目のご指摘としてマルチステークホルダー協議会の話ですが、目的としては市民やメディアなど様々な方がその制度の運用に関与することが大事だというご指摘、また、研究者等のデータアクセスが大事だという話、そのようなことも踏まえながら、どんな形でその箱を作るかどうかは別として、どんな形で様々な方の意見を伺ってデジタル空間の健全性を確保していくかということは、今後の課題として、提言された暁にはプラットフォーム事業者と相談しながら総務省として考えていきたいと考えております。

最後山本健人構成員のご指摘で、プロセスの話ですね。今回の提言では、政府による積極的な支援等が大事という提言をいただきました。プロセスに関しましてはまだ明確に書いておりません。様々な選択肢があるというご指摘のとおりでございますが、そのようなことを今後議論していくと考えておりまして、今の段階でこのビジョンを特にこのようにすべきだという強い意見がない場合には、事務局としてはプロセスに関しましては、選択肢も多様であることから今後検討させていただければと考えているところでございます。

事務局からの回答は以上ですが、回答漏れがある等あればご指摘ください。

【山本主査】

ありがとうございます。事務局からの回答を踏まえていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から一点確認と、それから少しコメントとっていますが、高口構成員からレコメンデーションの仕組みについて一度ご報告、プレゼンテーションいただいたと思いますが、特に今回サービス設計上のところのいわゆる透明化の話があって、レコメンダのロジックとかについては制度的な対応を中心に検討を深めるといように記述されていると思います。

この辺り、高口構成員のプレゼンテーションは引用されておりましたでしょうか。その確認をしたいです。

【入江室長】

事務局でございます。様々なところを引用させていただいております。

まず 57 ページ、脚注の 95 です。また 58 ページの脚注の 96 で高口構成員の発表資料の引用をさせていただいております。調査結果の引用となります。

【山本主査】

ありがとうございます。最初に見せていただいた引用のところもう一度出していただけますか。やはりここが非常にポイントになっているのかなと思っておりまして、高口構成員の発表資料だと、回答者の 46.6%が履歴などをもとに利用者の好みに合ったコンテンツを提案・表示するレコメンダについて知らなかったという調査結果ですが、だからこそ、その透明性が求められていくのかというところ。立法事実というように言い切ることは難しいかもしれませんが、非常に重要な調査結果だと思いました。

全体のコメントとしては、やはり憲法学では知る自由というものが憲法 21 条、表現の自由から保障されると考えられてきたのだらうと思います。この知る自由については様々な考え方や解釈があると思いますが、やはり最高裁の判例に照らして申し上げると、様々な情報や意見を主体的あるいは自立的に摂取するとそのような機会を持つということなのだらうと私自身思っております。

そうすると現状レコメンダの仕組みによって情報が選別されて、レコメンダされているということについて、そもそも知らない人も一定数いる。あるいはどうしてそのような情報が送られてきているのか、ここは今日何回か話に出たアテンションエコノミーというビジネスモデルの考え方を一部フィードバック、反映しているものだと理解できますが、どうしてそういった情報が送られているのかということも気づいていない、あるいは分からないのでしょうか。そういう意味では、様々な情報を主体的ないし自立的に摂取するという知る自由あるいはその情報の摂取に関する選択というものが他律的になってしまっている状況もあるのではないかと、私自身思っております。

そういう意味では、今回適切な情報表示の在り方ということにも絡んできますが、やはり情報の足し算のような今我々がどのような状況に置かれているのか、どうして情報がレコメンダされてくるのかということをしっかり理解するということがまず第一歩として重要なかなと、主体性を取り戻すということなのかもしれませんが、そのようなことなのかなと思いま

す。もちろん一つプロファイリングの掛かっていない仕組みを導入する云々についてもありませんでしたが、全てのユーザーがそれを利用してプロファイリングが掛かっていない世界を見るということはないのかもしれませんが。

しかし、そのような仕組みが実装されることによって、プロファイリングが掛かってレコメンドされる世界とそうでない世界との差分を知ると、これが主体的、自律的な情報摂取につながっていくのではないかと思いますし、アテンションエコノミーの弊害というものを抑えていく意識の変容とか行動の変容、あるいは市場の変容、マーケットの変容というものにも中長期的にはつながっていくのではないかなと思っております。

ここはリテラシーとの連動というものが非常に重要になってくると思いますので、先ほど増田構成員からも話がありましたが、総務省においては同時にリテラシーについてもぜひ積極的に取り組んでいただければと思っています。

この主体的な選択情報の摂取のための直接的なものと間接的なものがあると思いますが、主体的、自律的な情報摂取、選択のために直接的なものがまさにレコメンドの仕組みで、ここについては少し踏み込んだ記述がなされているのかなというふうに思っております。

一方で、間接的なものについては、まずは自主的な取組に委ねていくということかなと思います。しかしそれがワークしない場合について、段階的に共同規制なり法的な枠組みというものを考えていくということが示されたのかと思います。

今、情報の主体的、自律的な選択というものをいかにエンパワーしていけるのかというところに関わるものでしたけれども、他方でやはりモデレーション、特に法令違反情報について行政機関からの要請という記述があったと思います。ただし、これはユーザーのエンパワーメントに比べれば、ある意味で例外的なものというように私自身は思っております。情報削除する、引き算していくということ、特に、行政機関からの要請ということは、先ほど森構成員からも話がありましたが、そこまで強く警戒するものではないのかもしれませんが、やはり検閲なり表現の自由との関係があり得るということで、このアテンションエコノミーの構造とかユーザーの意識が変わらなると、結局、法令違反情報というものをモグラ叩きのように個別に叩いてもまたどんどん出てくるということがあるので、この引き算の考え方については例外的に考える。しかし、一定のもの、人の生命や民主主義に直接関わるようなものについては、先ほどあったように必ずしも否定されない考え方なのかなと思います。

ただし、その場合でも、ニーズとか実態把握をした上で、対象となる情報とか要請できる行政機関をしっかりと絞り込んで表現の自由とのバランスを図ることが極めて重要で、その点についても強調していただいたのではないかなと思っております。

私自身も、理解がぴったり今の報告書に合っているかどうか分かりませんが、そのような理解で議論してきたように考えています。

それから単純な質問ですが、行動規範のところのスケジュール感ですが、最初に資料 11-1 で示していただいていたと思いますが、この年内策定というところは業界団体・企業側からすれば非常に気になるかと思いましたが、この年内策定の意味について具体的に説明いただけるとありがたいと思いました。

それから山本健人構成員が指摘されたとおりで、マルチステークホルダーや協議会というのは、言い訳やモラトリアムに使われるということがある気がしますので、やはりワークするということが極めて重要だろうと思います。

そういう意味で、プロセスも含めて具体的に検討していくことが重要だと思いますし、このマルチステークホルダーの中に、市民社会の声をどのように反映していくかということも、同時に重要だと思いますので、まさに具体的にご検討いただく必要があるのかと思いました。

長くなりましたが、後半の部分ですとかあるいは前半部分も、私の認識でここは報告書とずれているということがあれば、ぜひご指摘をいただければと思います。

事務局の皆様、よろしく願いいたします。

【入江室長】

山本主査のおっしゃったことと報告書は矛盾ないと思っております。年内の策定に向けてというのはどのような意味かというご指摘でしたが、言葉のとおり、年内の策定に向けて今後対話を進めていくということです。事務局としては、もし取りまとめとなった暁には、しっかりと事業者と議論していければなと思っております。どのようなことをしていくのか、少なくとも年内には何らかの動きを見せていく必要があるのではないかと思います。一方で、ご指摘のとおり本日の議論にもありましたが、どのようにマルチステークホルダーを関与させるのか、あるいはどういったプロセスをとるのかといったこともありますので、早急に業界団体と事業者に会合を持ちまして、プロセスそして段取りを議論していきたいと思っております。事務局としてはワークするものを作っていく必要があるのかと思います。ワークしないものを作り出しても意味がないので、しっかりと議論をさせていただきながら、デジタル空間の健全性確保は待ったなしだと思っておりますので、しっかりと総務省も業界としても、健全性確保に向けて頑張るべきというご提言かと思っております。私からは以上になります。

【山本主査】

それでは森構成員。よろしく願いします。

【森構成員】

ありがとうございます。細かいことですが手短かに年内のお話をさせてください。報告書は年内を目処として策定に向けて云々というようにしていただいて、時間の猶予を与えてしっかりしたものを作っていただくということが良いと思えました。総務省で頑張っていただく必要があると思っておりますので、行動規範策定後も「事業者による対応が不十分である場合には」というようにお書きいただいておりますので、これで結構かと思っております。

49 ページの最初のところですが、事業者による対応が不十分である場合にはということ、でき上がってきたその行動規範の内容について確認していただく必要があると思っております。

内容についても、この検討会では DSA・OSA をベンチマークにしておりましたので、全く同じではないかもしれませんが、どうなっているのかを確認していただく必要がありますし、また

でき上がった行動規範そのものとそれに基づく対応の両方について、確認していただくということと思いました。

加えて、感想ですが、山本主査のお話を伺っていて本当になるほどと思いましたが、ユーザーをエンパワーメントして自然発生的に多く出回っている違法・有害情報を減らしていく、他方で政府としては検閲等の可能性がありますので、それなりに慎重に引き算の方をやるというのは、それは確かにそうすべきなのだろうなと思いました。

先ほどのフランシス・ホーゲンのことを書き加えてと指摘したところからも出ていると思いますが、今のアテンションエコノミーの仕組みはなかなか難しいものであって、違法・有害情報の拡大というのは防ぎがたいのではないかと考えていました。

そうすると組み合わせとしては、どんどん引き算やりましょうということになるわけですし、そのような頭になっていたわけなのですが、それだけではないのではないかと山本主査の話を伺っていて思いました。

そのような組み合わせがあるということが、今回の報告書の全体的な帰結になっているのではないかと感じましたが、それはそれで正しいことではないかと思えます。もしその病が深くエンパワーメントではどうにもならないということになった場合には、また改めてどんどん引き算をするという、その問題意識についてまたご提案したいと思えますが、そのようにならないことを祈りたいと思えます。ありがとうございました。

【山本主査】

ありがとうございます。森構成員のお話も非常に重要で、基本的には表現の自由との関係を考慮しなければいけないし、やはりこのアテンションエコノミーの構造自体にアプローチしていくことが中長期的に見ると重要と思っています。

したがってモグラ叩きにはなりますが、まさに権利侵害情報がそうであるように、一定のものについては毅然とした態度をとることも重要ですし、エンパワーメントをしてマーケットや我々の意識自体を変えていくことが何より重要だと思いつつも、一定のものについてはまさに対症療法かもしれませんが、そのようなことを否定していませんし、そのことについては慎重でありながらも考えていかなければいけないのは報告書の立場だと思います。

重要なご指摘をいただいたと思います。ありがとうございます。それでは増田構成員お願いいたします。

【増田構成員】

細かいところですが、先ほど生貝構成員からも指摘がありましたが、協議会の重要性をもう少し強調していただきたいなと思いました。

消費者に対しては、やってほしいことだができないことも中にはあるということを理解してもらう場でもあると思えますし、それから事業者に対してどうしてもすべきことを理解してもらう場であってほしいなと思えます。そのような意味でいうと、「一般論として」という言葉遣いをされていますが、そこがネックになっているように私は感じましたので、その修正はお任せいたしますけれど、協議会は消費者のリテラシーの向上、総務省のご尽力、事業者様の

企業努力を集約するような場であるべきだというふうにも思いますので、ぜひもう一度ご検討いただけたら助かります。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。「本当にワーク」という言葉が今日何回か出てきましたが重要だと思います。事務局は発言ありますでしょうか。

【入江室長】

今まさに増田構成員からご指摘のあった「一般論として」という言葉が突き放している感じがしますので、これは削除して、先ほどいただいたコメントを踏まえ修正案を検討したいと思います。この「一般論として」を前向きな言葉に直すというイメージで考えていますがよろしいでしょうか。

【山本主査】

私はいいかなと思います。増田構成員いかがでしょうか。

【増田構成員】

結構です。どうぞよろしく願いいたします。

【入江室長】

ありがとうございます。上沼構成員の指摘、68 ページですが、「例えば、犯罪捜査における追跡可能性を確保する目的」の記載について、改めて読んでみると唐突な感じもします。

例えば、「犯罪捜査における追跡可能性を確保するという目的に基づき」という文を削除して、「プラットフォーム事業者に対しアカウント開設時の本人確認義務を課す場合」の後に「どのような目的で」を追加すれば様々な目的があるということは分かりますし、その犯罪捜査における追跡可能性を確保する目的とか例示すると分かりやすいと思いましたが、そのような修正でよろしいでしょうか。

【上沼構成員】

ぜひそれをお願いしたいと思います。お願いします。

【山本主査】

ありがとうございます。生貝構成員お願いいたします。

【生貝構成員】

先ほどのマルチステークホルダーのプロセスのところについて、増田構成員と事務局のおっしゃること、そのとおりだと思っており少し補足させてください。協議会という手段だけには必ずしも限られない、マルチステークホルダー性の担保ということもぜひ力を入れて進めてい

ただきたいなと思っています。例えば、協議会でなくても業界団体から出していただいた行動規範に対して、様々なパブリックからのインプットを受ける方法でありますとか、様々な方法というのがあり、その設計というのが大変重要なというふうにも感じているところです。以上です。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。
事務局お願いいたします。

【入江室長】

69 ページですが、生貝構成員のおっしゃった協議会自体が重要ではないという、そのような趣旨かと思いましたが、「一般論として」というところですが、「一般論として」という文は削除させていただき、制度ワーキンググループとしては、マルチステークホルダープロセスは多様な価値観をインプットするために有効な手段であるとして強調するとともに、先ほど生貝構成員のおっしゃった行動規範の策定後なのかもしれませんが、マルチステークホルダーの意見をインプットする場としての活用も考えられるという意見を、注釈あるいは本文において、そのような形で生貝構成員がおっしゃったコメントを追記する形でよろしいでしょうか。

【山本主査】

生貝構成員、今のところいかがでしょうか。

【生貝構成員】

はい。私としては異論ございません。

【山本主査】

ありがとうございます。他の方ご意見いかがでしょうか。

それでは他にご意見ございませんようでしたら、中間取りまとめ案につきましては基本的に資料 11-2 にてご了承いただけたものと考えて、本日も色々ご意見いただきましたが、それを踏まえた修正等につきましては主査である私にご一任をいただき、次回の親会にて私からのご報告をしたいと考えております。

そのような進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは特に異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

今回中間取りまとめ案ということですが、本当に事務局の皆様にはここまでブラッシュアップいただいてありがとうございました。それから構成員の皆様にも、健全性検討会よりも回数少なく済むのかなと思いましたが、結局かなり多くの回数を費やしましたし、多大なお時間を割いていただいたと思いますので、改めて主査の立場から御礼を申し上げたいと思います。

その他全体を通じて何かありますか。それでは議論はここまでとさせていただいて、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【事務局】

次回会合につきましては親会及び広告ワーキンググループとの合同開催として、6月26日木曜日15時からの開催を予定しております。以上でございます。

【山本主査】

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会、デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ第11回会合を閉会いたします。

本日もどうもありがとうございました。

【以上】